

(4) 事故防止等安全管理

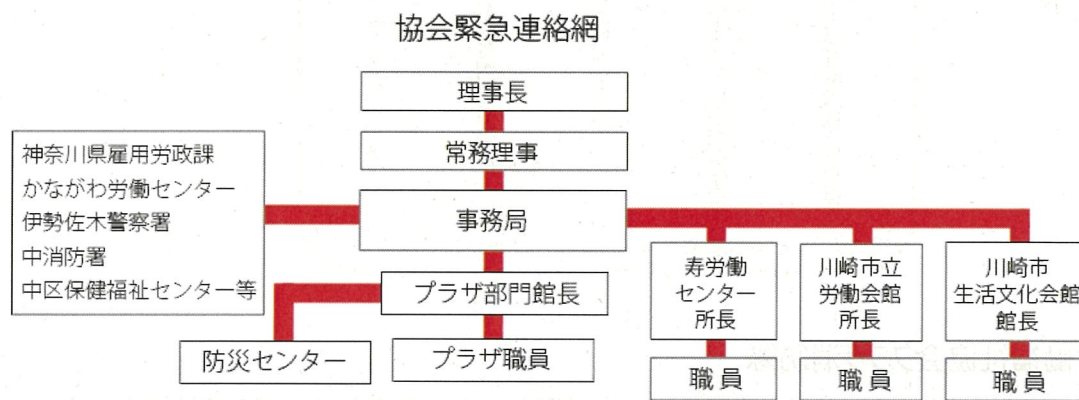
イ 緊急時の対応

(ア) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

事故・不祥事等の緊急事態の発生時は、利用者の安全を第一とし、また、被害を最小限に抑えるために迅速に対応できるように、次のような対応方針を定めています。

① 緊急時の連絡体制

- 緊急時に直ちに必要の人員体制を確保できるように、携帯電話によるメール一斉配信やSNSを活用したグループ緊急連絡網等、複数の手段による連絡体制を整えています。
また、年に2回、緊急連絡訓練を行い、いざという時に連絡網がスムーズに機能できるようにしています。



- 中区において震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として、プラザ部門職員及び本部事務局職員等は緊急連絡がなくても参集することとしています。
- 台風、風水害等、事前想定が可能なきは、あらかじめ参集体制を決めておきます。

② 緊急時における当協会の危機管理対応

■ 協会としての危機管理体制

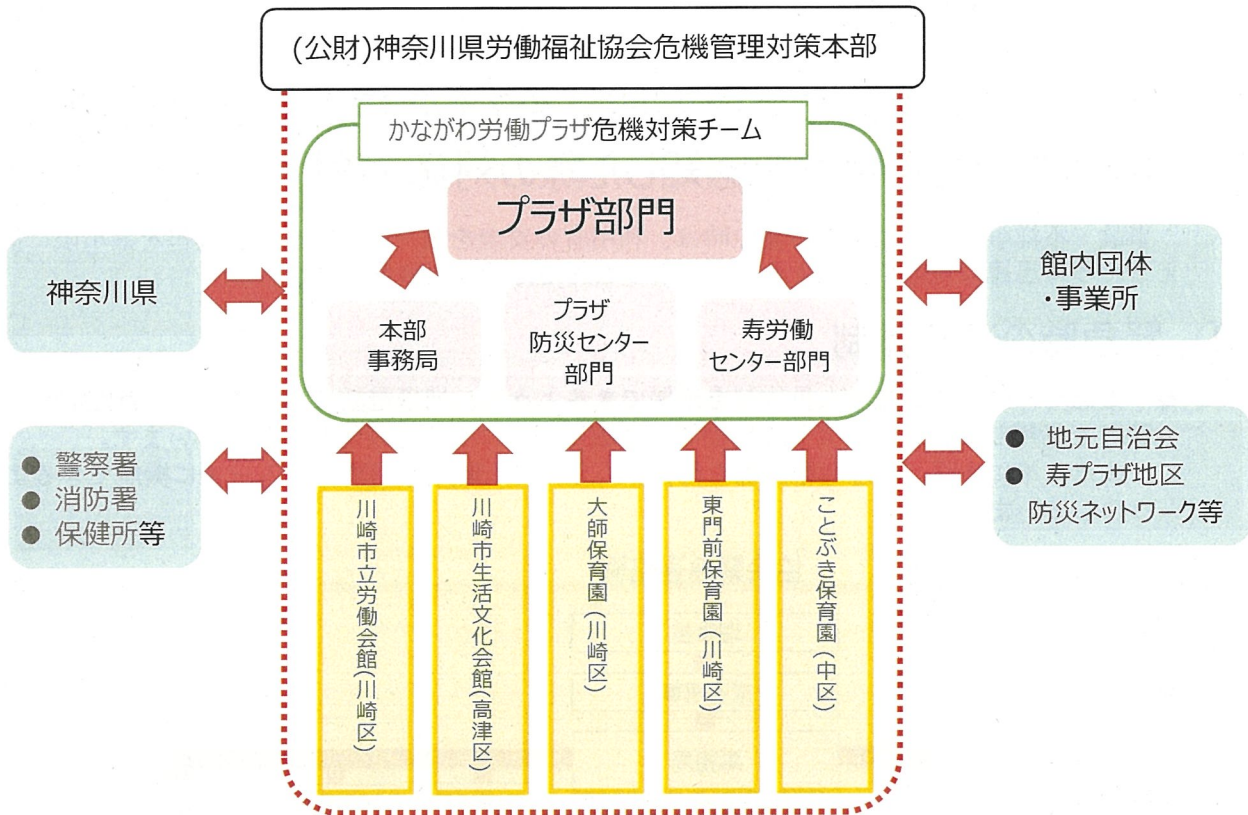
- 緊急事態発生時は、直ちにプラザ7階の本部事務局に危機管理対策本部を組織します。
- 危機管理対策本部の本部長は理事長とします。但し、不在等の場合は常務理事等がこれを代行します。
- 本部長は、当協会のすべての所属の被害状況等を把握し、必要な体制(例：被害のない所属から被害のある所属への職員の派遣等)をとるよう指示します。

■ かながわ労働プラザ部門の危機管理体制

プラザの緊急時には、必要な人員体制を確保するために、かながわ労働プラザ内にある当協会の全所属職員で構成する「かながわ労働プラザ危機対策チーム」を設置します。

- かながわ労働プラザ危機対策チームのトップは常務理事とします。但し、不在等の場合はプラザ館長等がこれを代行します。

プラザ部門の危機管理体制



■ 労働福祉協会プラザ消防隊

- プラザ部門職員、本部事務局職員、寿労働センター部門職員、プラザ防災センターに常駐する警備員、設備保守管理業務員及び清掃業務員で構成する「労働福祉協会プラザ消防隊」を即時に編成し、約 50 人で防災対応を行います。
労働福祉協会プラザ消防隊の隊長（必ず甲種防火管理者資格の取得を要件としている。）には、プラザ館長が就きます。
- プラザ館長が不在の場合や閉館時には、徒歩・自転車等で施設に到着できるプラザ部門職員及び本部事務局職員の中から責任者となる者を事前に順位指定しています。

協会危機管理対策本部	理事長・常務理事等で組織し、協会全体を指揮・統括 (関係機関等への報告・調整等を含む。)
労働福祉協会プラザ消防隊（隊長はプラザ館長）	
通報連絡隊	消防署への連絡、救急車の要請、館内への非常放送、指示命令の伝達、関係者への連絡等
初期消火隊	出火場所へ急行、消火器や消火栓による初期消火の実施
避難誘導隊	避難者への呼びかけと誘導、負傷者や逃げ遅れの確認、非常口の開放、避難障害物の除去、警戒区域の設定、利用者の早期退館の指示、利用の制限等
安全点検隊	電気・ガス・水道等の安全措置、防火扉・防火シャッターの操作、燃料供給源の元栓の閉鎖、エレベータ等の非常時措置、非常電源の確保、屋外・窓・看板等の点検と補強、防水・浸水の確認等
応急救護隊	負傷者の応急処置と救護所の設置、心肺蘇生措置（AEDを含む。）等の実施

■ かながわ労働プラザ事業継続計画（BCP）に基づく対応

当協会は、大震災等の発生時においても、可能な限りかながわ労働プラザの機能を県民の皆様へ提供していくために、事業継続や早期復旧をめざし、かながわ労働プラザ事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCP は、平時から準備・用意しておく事柄から災害発生等における活動等を取りまとめたものであり、緊急時にパニックに陥らず適切な対応を行い、被害を最小限に抑え、地域における避難施設としての役割を果たすことも目的としています。

かながわ労働プラザ事業継続計画（BCP）

【基本方針】

- 人命の安全の確保（利用者、職員の安全確保を最優先とする）
- 社会的な責任の履行（災害時等における社会的に必要とされる業務の実施をめざす）
- かながわ労働プラザの経営維持（経営を維持し、職員の雇用を守る）
- 地域との協調（地域住民と周辺自治体との協調に努める）
- 二次災害の防止（二次災害発生の防止、感染症の拡大防止等）

【危機管理体制】

- 危機管理体制の整備（危機対策本部の設置）
- 担当と役割
 - ・ 館内支援活動（建物・備品等の被災状況の確認、備蓄品の配布、感染者対応等）
 - ・ 業務運営活動（重要業務の復旧・休止指示等）
 - ・ 館外連携活動（館外の被害状況・感染状況等の集約、行政・地域との調整等）

③ 個別の危機管理対応

■ 帰宅困難者が発生した場合の対応

平成 23 年 3 月の東日本大震災発生時に、当協会がプラザ等で発生した帰宅困難者に行った対応措置は次のとおりです。

● 東日本大震災発生時の対応（平成 23 年 3 月 11 日）

○ 発生直後の対応

- ・ プラザ部門職員と本部事務局職員により、プラザ利用者全員を 1 階交流広場へ誘導
- ・ 職員による全館内の点検、逃げ遅れや失火の有無の確認等

○ 初動対応

- ・ けが人の有無の確認
- ・ 1 階交流広場にテレビを設置し、地域の被害状況や交通機関の運行状況等を提供
- ・ 近隣での食料品の調達状況等を提供

○ 帰宅困難者対応

- ・ 当日の帰宅困難者約 20 名を受け入れ、一時的な避難場所として、4 階会議室にヨガマットを用意し、宿泊可能な環境を提供

● 東日本大震災の経験を踏まえたこれまでの取組

東日本大震災発生時の反省を踏まえ、新たな取組を追加しました。

○ 情報提供

- ・ 災害状況や交通等に関する情報を地上波のテレビ放送に加え、インターネット等による速やかな情報提供を充実
- ・ 家族の安否を確認したい利用者に対し、事務室の電話機を開放

○ 帰宅困難者対応

- ・ 「大震災の発生直後はむやみに移動を開始しない」という基本原則に則り、利用者と職員に対し施設内待機を要請
- ・ 帰宅困難者・職員用非常食の備蓄の充実（飲料水、非常食を常時 50 人分用意）

■ 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

当協会では、令和 2 年 3 月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、次の取組を実施しました。

● 協会としての対応

- ・ 協会内に新型コロナウイルス感染症緊急対策チームを設置
- ・ 感染防止のためのマスクやアルコール消毒液を確保
- ・ 出勤抑制・時差通勤・在宅勤務・勤務時間短縮等の推進、業務体制の確保

● プラザ利用者への対応

当初は協会の自主的判断による施設の一部(トレーニングルーム)の利用制限を行うとともに、次のような利用者対応を行いました。

○ 緊急事態宣言の発令前(～4月6日)

- ・ 自主事業の受講者間のソーシャル・ディスタンスの確保
- ・ マスクのない受講者へのマスクの配布、換気の実施
- ・ 会館入口、利用受付、自主事業開催時でのアルコール消毒液の設置
- ・ 利用におけるお願い文の掲示（換気、三密を避ける、マスク着用、手洗い、消毒）
- ・ ドアノブ、手すり、エレベーター押しボタン、利用備品等の消毒

○ 緊急事態宣言の発令後(4月7日～5月31日)

- ・ 政府の「緊急事態宣言」に伴う、神奈川県新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針に基づき、8月31日まで臨時休館の実施

○ 緊急事態宣言の解除後(6月1日～)

- ・ 感染防止対策を講じた上で臨時休館を解除
- ・ 受付カウンターへのビニールシートの吊り下げ
- ・ 各施設の強制換気
- ・ 利用者間の間隔保持のための席の間引き
- ・ ポンプ入り消毒液の利用者への貸出し
- ・ トレーニングルームの利用人数制限とシャワーの使用中止
- ・ 当協会で作成した「新型コロナウイルス感染症対策チェック票」の利用者への記入の依頼

④ その他の事故・不祥事等への対応

■ 事故・不祥事等の発生時における対応

事故・不祥事等の発生時においては、「適切な情報収集」と「素早い状況判断・意思決定」に努め、迅速な初期対応、充実した事後対応を行います。

● 被害拡大防止対応

- ・ 県やその他関係機関への迅速な報告
- ・ 影響の及ぶ範囲を想定後、影響を被る可能性のある関係者等への速やかな連絡
- ・ 二次的被害の発生防止のための事実関係の公表
- ・ 速やかな事実調査と原因の究明
- ・ 再発防止策の検討と実施・公表
- ・ 情報等の漏洩が疑われる事案が発生した場合、直ちにインターネットへの接続を遮断

■ 暴力行為・犯罪等への対応

● 基本方針

暴力行為の勃発またはその恐れがある場合には、原則として複数の職員で対応することとし、危険を感じた時は、直ちに警察署に連絡します。また、盗難その他の犯罪事案等が発生した場合は、現場周辺の保存に努めます。

なお、原則として月1回、警察署との連絡・情報交換を行っています。

● 暴力団・反社会的な団体への対応

暴力団・反社会的な団体や組織により不当な要求等があった場合は、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターの定める不当要求防止マニュアルに沿った対応を行うこととしています。

また、当館の利用が暴力団の利益となるおそれがあると認められる場合は、神奈川県暴力団排除条例第11条第2項の規定により、神奈川県警察本部に照会し、その結果に応じて、利用の承認をしない、または利用の承認を取り消します。

⑤ 緊急事態発生時の神奈川県・横浜市との連携

■ かながわ労働センター自衛消防隊への参加

当協会は、神奈川県かながわ労働センター所長を本部長とする「かながわ労働プラザ自衛消防隊」のメンバーになっており、災害時にはその役割を果たします。

■ 地域防災拠点としての施設の一部開放

県と横浜市中区との「大規模地震等の災害時における避難施設等の提供に関する協定書」の締結(平成25年8月)により、中区寿地区の住民で介護を必要としている方々に対し、地域防災拠点として一時的に施設の一部を開放します。

その際には、横浜市が設置する中区災害対策連絡協議会の一員として、避難者の案内や備蓄品の配布等、協会職員が積極的に活動します。

(イ) 急病人等が生じた場合の対応

① 急病人等発生時の対応

急病人等が発生した場合、人命を第一とし、状況に応じた対応を迅速に行います。例えば、呼吸がない場合には、心肺蘇生措置を実施し、状況によって AED を活用するとともに、直ちに救急車を要請します。また、速やかに県所管課へ対応状況を報告し、協議します。

② 救急救命に関する職員研修等

当協会では、救急救命士の資格を有する職員を配置できていませんが、かながわ労働プラザの館長及び受付職員には「普通救命講習修了証」の取得を義務付け、現在全員が取得しており、急病人等が発生し、緊急の救命措置が必要な場合には、誰もが AED 操作を含む心肺蘇生措置を行える体制を整えています。

また、いざという場面で、救命措置の実施に自信が持てず躊躇してしまうことがないように、プラザの受付職員には、横浜市消防局の普通救命講習を原則として毎年反復して受講させています。

これに加え、当協会の職員の普通救命講習の受講履歴等を勘案し、消防局の協力を得て、協会職員を対象とした講習をプラザ館内において開催しています。

なお、急病人等が発生した場合を想定し、担架を使用して、安全な場所まで急病人等を移動させる訓練も実施しています(年1回以上)。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

ア 地域との連携

(ア) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

当協会は、かながわ労働プラザを四半世紀にわたって運営させていただく中で、地域の方々やボランティア団体、NPO 法人等と信頼関係を築きながら、プラザの運営や事業にご支援をいただく一方、当協会としてもこうした方々・団体の活動に協力してきました。

今後も、地域や団体との連携強化に努め、かながわ労働プラザを「つどう」「ささえる」「つながる」「ひろがる」をテーマとする、より魅力ある施設にしていきます。

① 地域人材の活用

職員の雇用やプラザ事業の実施にあたっては、地域人材を積極的に活用していきます。

■ 職員の雇用

かながわ労働プラザは、1日13時間開館しているため、早朝夜間の勤務シフトを編成する必要があります。また、地震や風水害等による緊急事態に即応するためにも、地域の人材を積極的に雇用します。

■ 専門性の高い人材等の活用

地域にお住いの専門的知識を有する方々を、歴史・民俗、教養・文化、健康、スポーツ等をテーマとする自主講座等の講師として積極的に活用しています。

② 地域との協力体制の強化

これまで、当協会は地域との協力関係を重視してきましたが、今後もこうした関係を大切に、地域におけるかながわ労働プラザの価値を高めていきます。

■ 当協会理事、プラザ運営委員会委員等への就任要請

当協会の理事には、地域の理解と協力を得るために地元の労働福祉団体の役員を、また、地域のプラザに対する要望や期待を当館の運営に反映させることを目的に設置したプラザ運営委員会の委員には、地元自治会の役員やかながわ労働プラザを利用されているサークルの代表を迎えています。

■ 地域と協働した取組の推進

地域で活躍されている団体・サークルの活動への協力・支援を行うとともに、災害発生時等の対応について、地元自治会等の関係団体との連携・協力を強化するなど、地域貢献に努めていきます。

③ 地域の一員として当協会が担ってきた役割の継続的な遂行

● 中区寿町周辺地区は、日本三大ドヤ街（簡易宿泊所街）の一つといわれ、戦後、労働力の供給地として日本経済の発展に寄与してきました。

その後、時代の流れや平成20年のリーマンショックから始まった世界的不況により労働需要が落ち込み、解雇や派遣契約の打ち切りが発生し、生活に困窮した人々が仕事や保護を求め寿地区に集まってきました。

その中で、かながわ労働プラザ内にある当協会の寿労働センター部門では、地域のセーフティネットの拠点施設として、職業紹介、技能講習、就労相談、年末福祉金支給などを通じて、労働者の支援に取り組んできました。

現在も、かながわ労働プラザの利用受付には、就労や住まいに関する相談等の問い合わせで訪れる方がいますが、日頃から寿労働センター部門との連携により、その相談内容に応じ、相談先となる寿地区の機関・NPO 団体等をご案内したり、相談内容に関する書籍等を労働情報コーナーにおいて紹介するなど、地域の労働者が抱える問題の解決につながるよう適切な対応を行っています。

- このほか、当協会は地域の一員として、次のような役割を果たしています。

項目	これまでの取組
自治会活動への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寿地区自治会活動等への参加 ・ ことぶきゆめ会議（寿地区地域福祉保健計画推進会議）への参加 ・ 「社会資源ツアー」、「ことぶき花いっぱい運動」、「防災パレード」、「福祉祭り」 ・ 石川打越地区連合町内会等の活動への参加 （防災訓練、広域の防犯活動、レクリエーション活動、各種会合等へ参加）
PRのための相互協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設パンフレット、定期刊行物、自主事業案内等の相互配架の実施 ・ 他団体が行っている講座・行事の情報共有と来館者へのPR ・ 他団体のホームページとの「近隣貸会議室・施設情報」等の相互リンクによる利用者拡大 ・ プラザ通信の「地域のお知らせ」欄の提供、自治会等の協力を得た「プラザ通信」の配布
イベントの共同開催と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動団体との合同イベントの実施、プラザ館内での地域情報ブース等の設置（観光情報、物産情報等） ・ 地域住民を対象とした公募作品の展示イベントや作品コンテスト等の開催 ・ 地元野菜を普及させる農業組織の紹介の場の提供 ・ 地元で活動する音楽家を支援するためのランチタイムコンサートの開催
プラザのチャリティ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャリティイベントによる収益の地域社会福祉協議会等への寄付（古本市）
災害時の協力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の震災対策への協力 【中区災害対策連絡協議会】 災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として横浜市が設置した同協議会が行う中区防災計画震災対策の策定や修正、防災訓練の実施、防災意識の醸成及び町の防災組織の育成に関する事業への協力

④ ボランティア団体等の育成・連携の取組

当協会では、プラザの環境美化やにぎわいの創造等に、ボランティア団体等の協力をいただけるよう、ホームページで「かながわ労働プラザボランティア」を募るとともに、団体への活動の場の提供や活動内容の広報等を通じて団体への支援を行ってきました。

今後も、ボランティア団体の活動に協力し、お互いの活動の活性化を図っていきます。

項目	これまでの取組
育成 活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ かながわ労働プラザのボランティアに参加する団体との意見交換・情報交換を行うボランティア懇談会の実施（相互のボランティア団体との交流促進、地域全体のコミュニティ活性化等） ・ ボランティア団体等のパンフレット、定期刊行物、各種事業案内等の配架 ・ 「プラザ通信」へのボランティア活動の案内や活動報告等の掲載
連携 団体の活動の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ フラワーアレンジメントボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー周辺） ・ 生け花ボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー等） ・ ボランティアによる花壇の整備 ・ 庁舎内ボランティアによる会館周辺環境の整備

項目	新規の取組
連携 生活支援講座等の共同開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア団体から講師を招いてのプラザ自主講座の開催 （例）薬物依存症と家族のためのセミナー、引きこもりや無就労者の家族・支援者向けセミナー等

(イ) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

① 地元企業等への業務委託

業務を委託する場合は、委託業者のノウハウを活用し、プラザの利用者にきめ細かいサービスを提供できるよう、また、トラブル発生時等に施設・設備等の機能を迅速に回復させられるよう、可能な限り地元企業等から業者を選定することに努めています。

(具体例)

- ・ 清掃・警備等の建物総合管理業務委託業者 所在地 横浜市南区
- ・ 多目的ホールの設営業務委託業者 所在地 横浜市港南区

② 地元企業等を活用し、サービスの向上に努めている事例

プラザを運営するにあたり、様々な機会を通じて、地元産品や地元事業者のサービスを利用者や来館者にお知らせし、県民サービスの向上に努めています。

● 福祉関係

- ・ プラザ主催のイベント等において、地元授産施設の装飾小物等の授産品を紹介しています(平成18年度から和紙、どんぐり麺、焼き菓子等)。
- ・ プラザの利用者満足度調査の回答者への謝礼品として、地元授産施設の授産品を使用することにより、県民の皆様を紹介しています(平成28年度からブックカバー、しおり等)。

● 環境関係

- ・ プラザ主催のイベント等において、地元で環境活動を行っている団体やグループ等を招き、ワークショップや展示会等の体験型講座を開催し、生活に役立つ情報を紹介しています(石けんづくり、発電体験、水源の森林保全活動等)。

● 地域振興関係

○ 地元農業者の生産物の紹介

地元の農業生産団体による地元産品を紹介する場を、年6回、1階交流広場において開催し、利用者に情報を提供しています。

○ かながわブランド・神奈川なでしこブランドの商品の紹介 **新**

プラザ内に、「かながわブランド」のPRコーナーを設置し、地産地消を進めるきっかけになるよう、神奈川の農畜産物等の情報を提供することを予定しています。

また、女性が開発に貢献し、女性ならではの視点が活かされた商品として、県が認定した「神奈川なでしこブランド」についても、同様の手段により情報提供する予定としています。

● 労働福祉関係

○ かながわ健康財団との共催による「労働者の健康保持を目標とした未病プロジェクト」の実施 **新**

かながわ健康財団(横浜市中区)と共催し、プラザ主催のイベント等において、労働者の方々等に健康測定や健康情報サービス等を提供する予定としています。

2 管理経費の節減等について

(1) 節減努力等

① 経費節減の基本的な考え方

かながわ労働プラザを運営するにあたっては、目に見えるコスト(経費)と目に見えないコスト(時間)があります。この2つのコストの節減に努め、その成果を利用者サービスの向上や会館の環境整備等の充実に結びつけることが重要であると考えています。

目に見えるコストについては、光熱水費節減の取組や契約方法の工夫等により、また、目に見えないコストについては、作業時間・作業工数の見直しや業務の削減・標準化等により、節減を推進しています。

- 経費節減の意識改革の促進
- 光熱水費等経費の種類に応じた個別取組の推進
- 協会のスケールメリット等を活かした経費節減(契約方法等の改善)

② 具体的な取組

■ 経費節減の意識改革の促進と仕組みづくり

- 使用していない場所のこまめな消灯
- パソコン等OA機器の待機電力の節減
- 2階以内の移動は、階段を利用することによるエレベータ稼働電力量の節減
- 紙の裏面使用、ペーパレス化の推進
- 業務の見直し及び執行体制の改善によるコスト節減

「プラザ部門の業務の見直しによる業務量の削減・標準化等の取組」や「本部事務局とプラザ部門との分担と協業による効果的・効率的な業務執行体制の構築」等を推進し、プラザ部門のコストを節減するとともに、プラザ部門を利用者サービスに特化した組織に作り替えていきます。

■ 光熱水費等経費の種類に応じた個別取組の推進

● 光熱水費の節減

電気、ガス、水道の使用量については、次のとおり節減に取り組んでいます。

項目	実施内容	
電気	照明器具	安全衛生面や利用者に支障がないことを前提とした照明管の間引き
	※ デマンド管理	デマンド管理による電力使用量の節減 ムダのない温度設定等を心掛け、節電意識を徹底
ガス	冷温水発生器	常にその日の天候や利用状況に応じた適正な稼働と温度設定 (夏季 28℃、冬季 19℃を目安)
水	水洗トイレ	バルブ調整による水量・水圧の適正な調整 トイレや水道利用箇所に「節水」サインを貼付し、節水への協力を利用者に喚起

※ デマンド(瞬時電力値(kW))管理

エネルギーコスト節減のためには、契約電力を低く抑えることが有効な手段であり、デマンド監視によりデマンドを抑えることは使用電力量の節減、省エネを実現することになりますので、常に防災センターにおいて監視しています。

● 廃棄処理費等の節減

- 5R 政策に基づくゴミの減量化・分別化・リサイクルの推進
 - ・ Reduce (リデュース) …… 発生抑制
 - ・ Reuse (リユース) …… 再使用
 - ・ Recycle (リサイクル) …… 再資源化
 - ・ Refuse (リフューズ) …… 不要物の拒絶
 - ・ Repair (リペア) …… 修繕
- 利用者が持ち込んだごみの持ち帰りの周知の徹底
- 紙の裏面使用や文書の電子化・データ共有によるペーパーレス化
- プラザフェスタにおける「古本市」「バザー」等の開催による再使用の促進
- 入居団体に対する廃棄物分別の意識喚起による廃棄物処理時間の削減
- 損傷物品等の修理による長寿命化

- 複数の施設管理業務（定期清掃、消防設備点検等）をプラザの定期休館日にまとめて実施することによる会議室等貸出日数の確保
- 施設利用者に節電・節水意識を喚起するためのチラシの掲示
- 施設利用者に施設の物品を大切に使うための操作マニュアル等の配備

■ 協会のスケールメリット等を活かした経費節減（契約方法等の改善）

- 3つの指定管理施設一括契約の導入による電力料の節減
 電力調達については、平成 28 年度から、当協会が運営する 3つの指定管理施設（神奈川県かながわ労働プラザ、川崎市生活文化会館、川崎市立労働会館）を一括契約することにより、電力料金の節減に努めています。
 今後、さらに当協会が運営する事業所全体での一括契約を検討します。

【かながわ労働プラザ電力使用量（料）】

年 度	H27 年度 (a)	H28~30 年度平均 (b)	削減量・額(単年度) (b-a)
使用量 (kWh)	856,032	893,973	37,941
使用料 (円)	19,552,608	17,430,777	▲2,121,831

- 複数年契約による委託業務契約料の節減
 業務委託については、当協会の財務会計規程に基づき、委託契約予定額が 100 万円以上のものについては指名競争入札とするとともに、業務内容に応じて複数年契約とすることにより、経費の節減に努めています。

【かながわ労働プラザ委託業務】

(単位：円)

委 託 業務名	単年度契約 H27 年度	複数年契約 H28~R2 年度年度平均(b)	削減額 (単年度) (b-a)
エレベータ保守点検	2,861,568	2,747,520	▲114,048
冷温水発生機保守	972,000	901,800	▲70,200
計	3,833,568	3,649,320	▲184,248

- 複合機やパソコン等の協会一括リースによるリース料の節減
 令和 2 年度から、当協会の運営する事業所で使用する複合機やパソコン等の事務機器類のリース契約を本部事務局において一括契約することにより、経費削減を図っています。

③ 収支予算 別添様式 3 に記載

